

一管区水路通報第41号

平成29年10月20日

第一管区海上保安本部

第726項	北海道南岸	函館港	小型船舶操縦訓練
第727項	北海道南岸	函館港	潜水訓練
第728項	北海道南岸	函館港	潜水訓練
第729項	北海道南岸	三石漁港西北西方(静内川付近)	灯台光達距離変更(予告)
第730項	北海道南岸	釧路港	港域及び港区変更
第731項	北海道南岸	花咲港	浅所存在等
第732項	北海道西岸	江差港	深淺測量
第733項	北海道西岸		船舶通航信号所一時業務休止

※水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手できます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

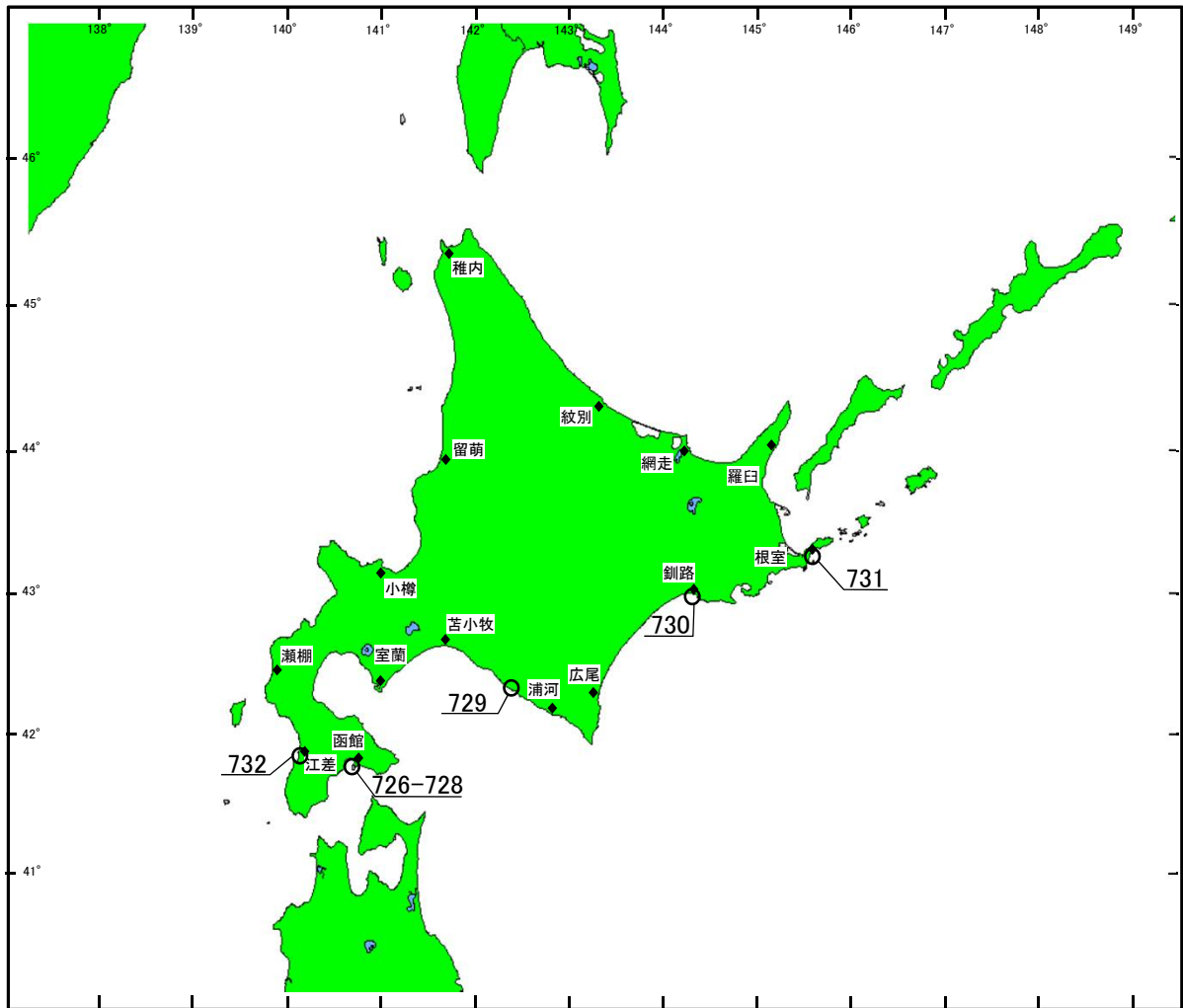
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)32-9301

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

索引図

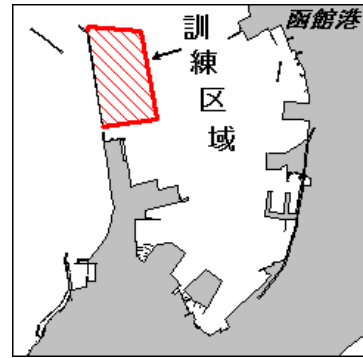


事項別索引

水深関係	-----	731
訓練・試験関係	-----	726、727、728
航路標識関係	-----	729、733
海洋調査関係	-----	732
制限・禁止関係	-----	730

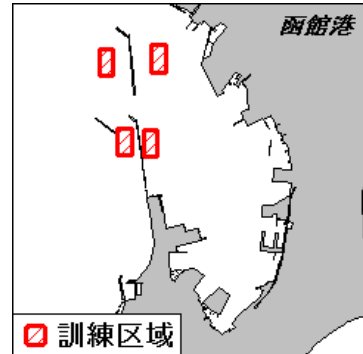
29年726項 北海道南岸 - 函館港、第3区 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。
 期 間 平成29年11月6日～17日 0830～日没
 区 域 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 41-47-40.8N 140-42-00.0E (岸線上)
 (2) 41-47-42.2N 140-41-59.6E
 (3) 41-47-40.6N 140-42-23.5E
 (4) 41-47-11.6N 140-42-30.6E
 (5) 41-47-08.8N 140-42-06.2E (岸線上)
 備 考 訓練中、赤色浮標3基(50m間隔)設置
 海 図 W 6
 出 所 函館港長



29年727項 北海道南岸 - 函館港、第3区～第6区 潜水訓練

下記区域で、潜水土による潜水訓練が実施される。
 期 間 平成29年11月1日、2日、6日～10日、14日～16日
 0800～1630
 区 域 1 下記経緯度線により囲まれる区域
 (1) 41-48-02.9N (3) 140-42-10.1E
 (2) 41-48-15.8N (4) 140-42-18.7E
 2 下記経緯度線により囲まれる区域
 (5) 41-48-01.2N (7) 140-41-37.0E
 (6) 41-48-14.3N (8) 140-41-45.7E
 3 下記経緯度線により囲まれる区域
 (9) 41-47-23.6N (11) 140-41-48.5E
 (10) 41-47-36.3N (12) 140-41-57.2E
 4 下記経緯度線により囲まれる区域
 (13) 41-47-23.1N (15) 140-42-05.1E
 (14) 41-47-36.0N (16) 140-42-13.5E
 備 考 訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
 警戒船配備
 海 図 W 6
 出 所 函館港長



29年728項 北海道南岸 - 函館港、第5区 潜水訓練

下記区域で、潜水訓練が実施される。
 期 間 平成29年11月8日、15日、27日 0930～1230
 区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 41-48-44N 140-42-13E (岸線上)
 (2) 41-48-49N 140-42-08E
 (3) 41-48-51N 140-42-11E (岸線上)
 備 考 訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
 訓練区域は、赤旗付浮標及び灯付浮標で標示
 海 図 W 6
 出 所 函館港長



29年729項 北海道南岸 - 三石漁港西北西方(静内川付近) 灯台光達距離変更(予告)

静内港南防波堤灯台は、下記のとおり光達距離が変更される。
 変更予定日 平成29年10月下旬
 位 置 42-19.4N 142-22.1E
 光達距離 (変更前) 4海里
 (変更後) 5海里
 海 図 W 1 0 3 0 - J P 1 0 3 0
 参考書誌 4 1 1 0 1 0 5 . 5 番
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



29年730項 北海道南岸 - 釧路港 港域及び港区変更

釧路港で港域及び港区が変更される。

変更日 平成29年11月1日

区 域 1 港域変更

下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域並びに雪裡橋下流の釧路川水面

- (1) 42-58-05.9N 144-22-23.6E (岸線上)
- (2) 42-58-01.3N 144-22-23.6E
- (3) 42-58-01.2N 144-16-04.5E
- (4) 43-00-17.0N 144-17-45.1E (岸線上)

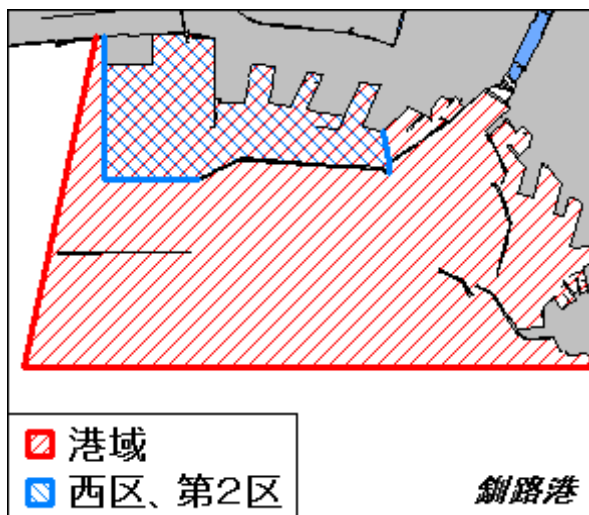
2 港区(西区、第2区)変更

下記(5)及び(6)、(7)及び(8)並びに(9)～(11)を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (5) 42-59-38.1N 144-20-26.1E (岸線角)
- (6) 42-59-25.4N 144-20-29.6E (防波堤南西角)
- (7) 42-59-25.1N 144-20-29.9E (防波堤南東角)
- (8) 42-59-21.3N 144-20-29.9E (釧路港西区南防波堤東灯台)
- (9) 42-59-18.8N 144-18-42.2E (釧路港西区南防波堤西灯台)
- (10) 42-59-18.1N 144-17-49.7E
- (11) 43-00-17.2N 144-17-49.7E (岸線上)

海 図 W 3 1 - J P 3 1 - W 2 6

出 所 平成29年政令第247号、平成29年国土交通省令第54号

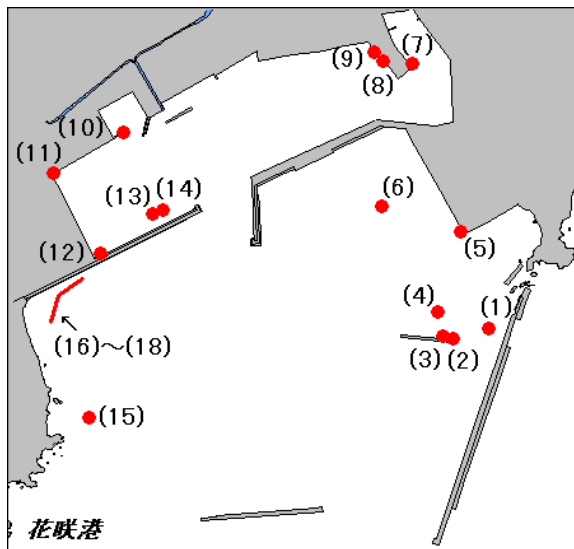


29年731項 北海道南岸 - 花咲港 浅所存在等

下記区域で、浅所及び水深減少区域が存在する。

- 区 域 1 下記15地点に浅所が存在する。
- (1) 43-16-32.1N 145-35-10.3E 水深 約11.4m
 - (2) 43-16-30.8N 145-35-04.3E 水深 約 8.2m
 - (3) 43-16-31.2N 145-35-02.6E 水深 約 8.3m
 - (4) 43-16-34.2N 145-35-01.8E 水深 約11.4m
 - (5) 43-16-44.0N 145-35-05.6E 水深 約 9.7m
 - (6) 43-16-47.1N 145-34-52.3E 水深 約11.2m
 - (7) 43-17-04.5N 145-34-57.4E 水深 約 3.3m
 - (8) 43-17-04.9N 145-34-52.5E 水深 約 4.1m
 - (9) 43-17-06.0N 145-34-51.1E 水深 約 4.0m
 - (10) 43-16-56.2N 145-34-08.9E 水深 約 3.2m
 - (11) 43-16-51.2N 145-33-57.2E 水深 約 4.4m
 - (12) 43-16-41.4N 145-34-05.2E 水深 約 2.6m
 - (13) 43-16-46.1N 145-34-13.9E 水深 約 4.2m
 - (14) 43-16-46.7N 145-34-15.6E 水深 約 4.0m
 - (15) 43-16-21.2N 145-34-03.3E 水深 約 2.9m
- 2 下記3地点を結ぶ線上付近の海域は、海図記載水深より約1.5m～2.0m減少している。
- (16) 43-16-38.3N 145-34-02.0E
 - (17) 43-16-36.3N 145-33-57.9E
 - (18) 43-16-33.1N 145-33-56.7E

海 図 W 2 4 (花咲港)
出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



29年732項 北海道西岸 - 江差港 深浅測量

下記区域で、作業船による深浅測量が実施される。

期 間 平成29年10月30日～11月20日のうち2日間 日出～日没

区 域 下記(1)～(3)、(4)及び(5)並びに(6)及び(7)を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 41-52-27.7N 140-07-17.3E (岸線上)
- (2) 41-52-27.4N 140-07-26.4E
- (3) 41-52-25.8N 140-07-26.2E (岸線上)
- (4) 41-52-25.9N 140-07-35.2E (岸線上)
- (5) 41-52-22.2N 140-07-37.0E (岸線上)
- (6) 41-52-14.3N 140-07-19.7E (岸線上)
- (7) 41-52-18.5N 140-07-15.9E (岸線上)

海 図 W 2 2 (江差港)
出 所 江差海上保安署



29年733項 北海道西岸 - 船舶通航信号所一時業務休止
小樽船舶通航信号所(航路標識番号 8101.1番)における通信及び船舶自動識別装置による
情報提供が一時休止される。
期 間 平成29年10月25日 1050～1150のうち5分間
海 岸 局 赤岩送受信所(識別番号 004310105)
参 照 書 誌 411 8101.1番
出 所 第一管区海上保安本部交通部
